

令和3年11月17日

自由民主党

政務調査会長 高市 早苗 殿

組織運動本部長 小渕 優子 殿

団体総局長 斎藤 健 殿

日本看護連盟

会長 大島 敏子



公益社団法人 日本看護協会

会長 福井トシ子



令和4年度予算・政策に関する要望書

地域包括ケアが推進される中、人々の療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へ広がっています。加えて、新型コロナウイルス感染が拡大・長期化する中で、日常的な健康管理の重要性にも改めて目が向けられています。訪問看護ステーション等を拠点として、地域における療養支援や健康支援の機能をますます強化することが必要です。また、国として働き方改革が進められる中で、看護職についても柔軟な働き方、多様な働き方のニーズが一層高まっています。さらに、少子化の進展に鑑み、将来にわたり看護の実効性を確保していくためには、看護職資格の活用基盤を強化するとともに、効率的な医療提供に資する新たな看護資格の創設に向けた議論も急がれます。

一方で変異株による感染拡大など、長期化するコロナ禍を支え続けている医療従事者は体力的にも気力的にもいよいよ限界です。処遇の改善が急がれることはもとより、今回の危機的状況を踏まえた抜本的な看護提供体制の強化が求められます。

以上より、令和4年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の5事項につきまして必要な予算等が確保されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要望事項

1. コロナ禍における看護職員等の処遇改善および平時からの看護提供体制の強化

- ・ 看護職をはじめとする医療従事者は引き続き高い使命感を持って働いているが、使命感だけでは限界があり、せめて、経済的にも報われていると実感できることが医療従事者の確保のために必要である。看護職をはじめとする医療従事者の処遇改善がされるよう、医療機関等に対する経営支援の一層の充実を図られたい。
- ・ 急増する看護職員の需要に対し地域密着でその確保に対応する都道府県ナースセンターへの十分な職員の確保等、コロナ後の看護提供体制確保も見据え、ナースセンターの体制強化を図られたい。
- ・ あわせて、緊急時の的確・柔軟な医療提供体制の確保のために、医療機関における平時からの看護職員配置の強化、看護補助者の確保・活用を図られたい。

2. 訪問看護提供体制の強化

- ・ 「看護師等の人材確保の推進に関する法律」における訪問看護の位置づけ、厚生労働省における訪問看護施策を推進する「訪問看護推進室(仮称)」の設置等により、訪問看護の人材確保を強力に推進されたい。
- ・ 訪問看護による速やかな薬剤投与等が可能となる体制を整備されたい。

3. 看護職員の確保・勤務環境改善に向けた取組みの推進

- ・ 看護基礎教育のカリキュラム改訂、国による医療分野における働き方改革およびタスクシフトの推進等も踏まえ、将来にわたり持続可能な医療・看護提供体制の構築に向けた看護職の確保及び勤務環境改善を急がれたい。

4. 看護職の確保・質向上のための資格活用基盤の強化

- ・ 看護職資格とマイナンバーとの連携による資格管理体制の整備について、人材確保と適正配置、継続的な自己研鑽(資質の向上)が同時に図れる制度としての実効性を確保されたい。

5. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

- ・ 特定行為研修制度では対応できない医療ニーズがあり、医師の指示が得られずに症状が悪化する利用者が少なくない実態を改善するため、ナース・プラクティショナー制度創設について、検討されたい。

※ 大学院修士課程における専門課程を修了し、Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)の免許取得又は登録をした看護師。医師の指示がなくとも一定レベルの診断や治療などを行うことができ、諸外国の医療現場において活躍している。

以 上

1. コロナ禍における看護職員等の処遇改善および平時からの看護提供体制の強化

- 1) 看護職をはじめとする医療従事者は引き続き高い使命感を持って働いているが、使命感だけでは限界があり、せめて、経済的にも報われていると実感できることが医療従事者の確保のためにも必要である。
 - ・ 正当な処遇や追加的な手当が個々の看護職員等に確実に届く手立てを講じられたい。
 - ・ あわせて、看護職員等の処遇改善のため、医療機関・訪問看護ステーション等に対する経営支援の一層の充実を図られたい。
- 2) 都道府県ナースセンターは、コロナ禍で急増する看護職員の需要に対し、地域密着でその確保に対応する要である。コロナ後の地域の看護提供体制確保も視野に十分な職員の確保等、体制強化が急務である。
 - ・ 看護職員確保を担う都道府県ナースセンターへの体制強化を図られたい。
- 3) コロナ禍において医療機関の看護職員の確保は継続的な課題であるが、そもそも日本は病床当たりの看護職員数が非常に少ない。平時の看護職員等配置が十分でなければ、緊急事態にも的確に対応できない。
 - ・ 医療機関における平時からの看護職員配置の強化を図られたい。
 - ・ 看護補助者等の確保・活用を推進できるよう評価の充実を図られたい。

公益社団法人 日本看護協会

2. 訪問看護提供体制の強化

1) 訪問看護の人材確保に係る法改正及び推進体制を整備されたい。

- ・国の試算では2025年の訪問看護従事者数は約12万人と推計され、現状約6万人からの「倍増」ないしそれ以上の人材確保に向け、取組強化が喫緊の課題である。
 - 「看護師等の人材確保の推進に関する法律」を改正し、訪問看護の人材確保を基本指針及び都道府県等関係機関の責務に明記するとともに、訪問看護の人材確保及び提供体制整備を一体的に実施する「訪問看護総合支援機能」についての法的な位置づけ
 - 厚生労働省の訪問看護に係る組織体制を明確化し、訪問看護施策を推進するための「訪問看護推進室(仮称)」の設置

2) 訪問看護による速やかな薬剤投与等が可能となる体制を整備されたい。

- ・訪問看護の現場においては、医師の指示を受けても薬剤が手元にないため、苦痛緩和や重症化予防の対応を即時に行えない場合がある。

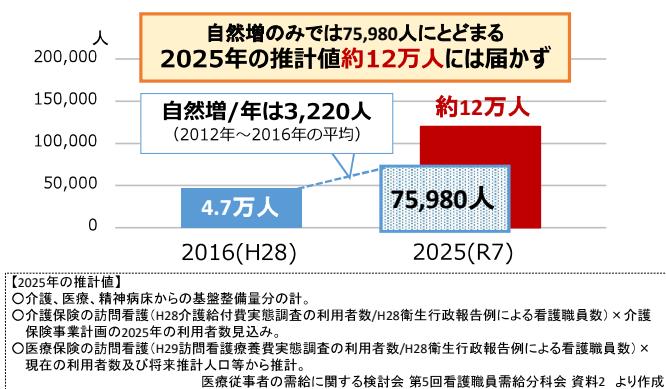
例)

 - ・電話で医師の指示を受けたが、医療機関に薬剤を取りに行く間に患者の苦痛が増強又は重症化した
 - ・夜間の急変で緊急訪問したが、近隣に24時間対応の薬局がなく、指示された薬剤が入手できない
 - ・高齢・認知症の患者宅への多種の薬剤保管はリスクが大きいため、都度医療機関に取りに行っている
 - ・患者の状態変化を見越した指示(使用する薬剤及び入手・保管方法を含む)が得られない

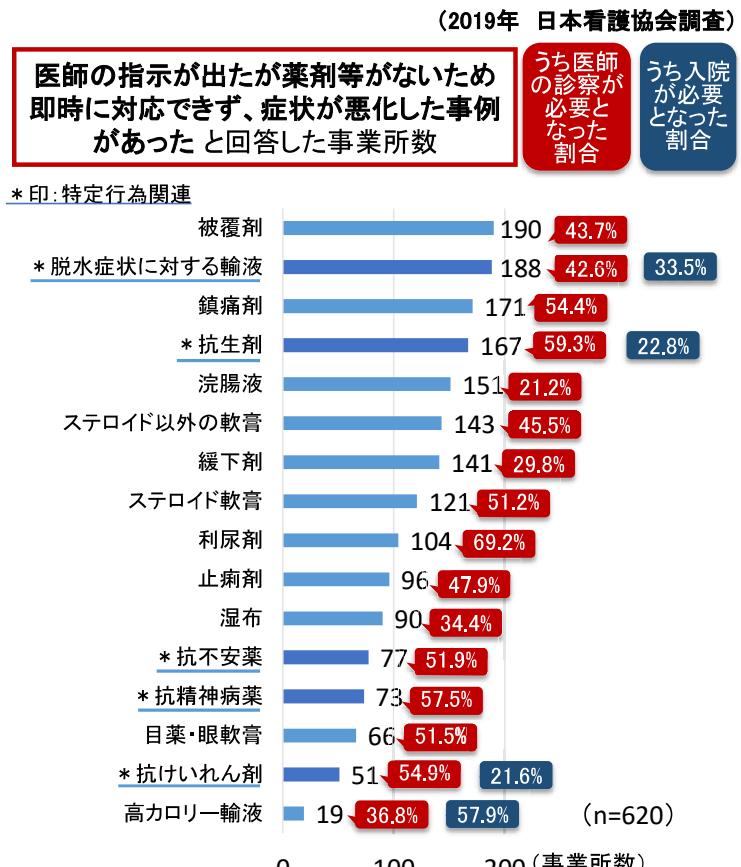
公益社団法人 日本看護協会

訪問看護提供体制の強化

●国による訪問看護従事者数の推計値



●訪問看護師による薬剤投与等の対応状況



●「訪問看護総合支援センター」(仮称)試行事業 (2019～2021年度 日本看護協会事業)

都道府県看護協会等への委託事業により
訪問看護の人材確保・体制整備を支援する
7つのセンター機能を試行・検証

- ①事業所運営基盤整備支援
- ②潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進
- ③教育・研修実施体制の組織化
- ④人材出向支援
- ⑤訪問看護事業所の開設支援
- ⑥新卒看護師採用に向けた取り組み
- ⑦訪問看護に関する情報分析

公益社団法人 日本看護協会

3. 看護職員の確保・勤務環境改善に向けた取組みの推進

看護職員の就業実態並びに確保を取り巻く状況は大きく変化している。少子・超高齢化の進展、看護基礎教育の見直し、国による医療分野における働き方改革およびタスクシフトの推進等を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療・看護提供体制の構築に向けた看護職の確保及び勤務環境改善を急がれたい。

・夜勤負担の軽減等

- 夜勤・交代制勤務における勤務間インターバル11時間の確保
- 交代制勤務による夜勤の回数制限
- 夜勤・交代制勤務者の総労働時間の短縮

・看護職員へのハラスメント対策

- 患者・家族等からのハラスメントに対する雇用管理上の配慮
- ハラスメント防止に向けた国民の理解の醸成

公益社団法人 日本看護協会

看護職員の確保・勤務環境改善に係るこれまでの経緯と現状の課題

経緯

働き方改革推進法(令和元年4月1日施行)○勤務間インターバルの確保(努力義務)

労働時間等設定改善指針(平成30年10月30日)

- ①労働時間等設定改善法: 勤務間インターバル制度の普及促進
- ②労働時間等設定改善法指針変更2018年10月30日官報告示: 深夜業の回数制限(交代制勤務による夜勤を含む)、勤務間インターバルの確保(交代制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮する)

過労死防止対策大綱(平成30年7月24日閣議決定)

看護師等の夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減のため、勤務間インターバルの確保等の配慮が図られるよう検討を進めていく

労働施策総合推進法(令和2年6月1日施行)職員間パワハラ対策の措置義務化、ハラスメント対策の強化(指針:自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメントも雇用管理上の配慮が求められる)

現状

夜勤負担の軽減について

- ・夜勤回数: ○3交代で「8回超」40.7% ○2交代の夜勤回数を3交代での回数に読み替えた場合、「8回超」相当 53.4%
※2019年「病院・有床診療所における看護実態調査」(日本看護協会)より、スタッフ(非管理職)について2019年8月の実績(無回答を除く)。
- ・勤務間インターバル確保: 「勤務と勤務の最短間隔が11時間以下となることがあった」(3交代78%、2交代49%)
※令和元年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 病院看護職調査(厚生労働省)
- ・就業している看護職員の平均年齢43.3歳(推計)、60歳以上の看護職員が9人に1人と看護職員の高齢化が進行
※厚生労働省 平成30年度 衛生行政報告例

看護職員へのハラスメントについて

- ・2人にひとりが何らかの暴力・ハラスメントをうけている ※2017年看護職員実態調査(日本看護協会)
- ・ハラスメントの経験があった場合でも、上司からのサポートが得られると就業継続意向がよい傾向にある
※ 2019年度「病院・有床診療所における看護実態調査」(日本看護協会)
- ・労災支給決定において、看護師は精神障害の事案の割合が多く、そのほとんどが女性であり、約半数が30代以下、そのストレス要因は、患者からの暴力や悲惨な目撃が8割で、発生時刻は深夜が多い。

※過労死平成30年版過労死等防止対策白書(厚生労働省)

4. 看護職の確保・質向上のための資格活用基盤の強化

看護職資格とマイナンバーとの連携による資格管理体制の整備*について、人材確保と適正配置、継続的な自己研鑽(資質の向上)が同時に図れる制度としての実効性を確保されたい。

* デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)に、マイナンバー制度を利活用した看護師等の資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用が盛り込まれている。

公益社団法人 日本看護協会

5. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

特定行為研修制度では対応できない医療ニーズがあり、医師の指示が得られずに症状が悪化する利用者が少なぬ実態を改善するため、ナース・プラクティショナー^{*1}制度創設について、検討されたい。

- 厚生労働省「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会・議論の整理」において、「2035年度末を目標とした中長期的な視点での更なるタスク・シフト/シェアについて引き続き検討を進めていく」とされている。

* 1: 大学院修士課程における専門課程を修了し、Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)の免許取得又は登録をした看護師。医師の指示がなくとも一定レベルの診断や治療などを行うことができ、諸外国の医療現場において活躍している。

公益社団法人 日本看護協会

ナース・プラクティショナー制度創設が必要な背景

● 7割以上の訪問看護ステーションで医師の指示が得られず、症状が悪化（過去半年）

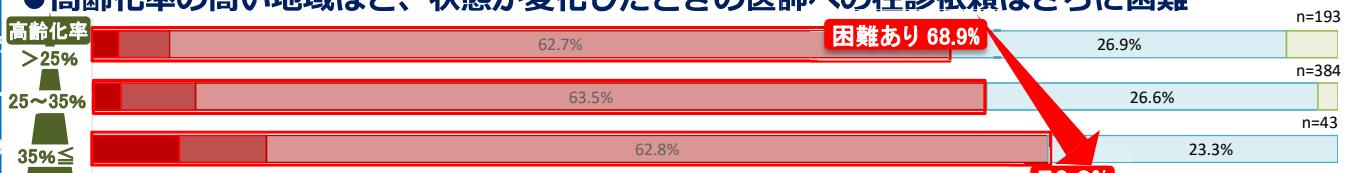
悪化事例あり、70.3% なし、29.7%

n=424

● 高齢化率の高い地域ほど、状態が変化したときの看護師から医師への連絡が困難



● 高齢化率の高い地域ほど、状態が変化したときの医師への往診依頼はさらに困難



● 特定行為研修制度では対応できない医療ニーズ

出典:日本看護協会(2019)「訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」

	アウトカム (*p<0.05、**p<0.01)	対象	大学院で特定行為研修も修了した看護師の役割	特定行為研修制度では対応できない利用者のニーズ
訪問看護 における 利用者の 悪化予防	救急外来受診↓ (0.09→0.05回*) 予定期外入院↓ (0.85→0.58回**) 定期外受診↑ (0.28→0.30回**) ※訪問看護100人あたり	薬物療法の管理が必要な65歳以上の利用者 ①介入前:n=40 ②介入後:n=70	管理者:初回訪問時にヘルスアセスメント・薬剤マネジメント、訪問した看護師の報告を受けフォロー	医師の診察を受けるまで薬剤を用いた症状緩和が行われない
高齢者 の問題解決	ポリファーマシーの問題解決 総処方薬剤数↓ (259→125剤) 薬剤費↓ (322.6→55.6円/日・人**) ※レベル3以上の有害事象なし	入所時に薬剤調整が必要であった入所者 (n=42)	薬剤管理:処方内容を確認・ガイドライン等をもとに精査→医師に提案し減薬→全身状態の把握・管理	医師の指示が得られるまで、ポリファーマシーの課題が改善されない
小児科 における 皮膚障害の 治療促進	施設内での皮膚障害の治療促進 施設外対応(外来受診・入院)↓ (28.3→3.8%**) 皮膚障害の治癒率↑ (78.3→92.5%*)	創部感染と蜂窩織炎を発症した入所者 ①介入前:n=46 ②介入後:n=53	老健ラウンド:全身状態を踏まえ、薬剤やケア方法の選択、定期ラウンドと電話等で看護師を支援	医師の指示が得られなければ、創傷ケアのうち薬剤を必要とする場合はタイムリーにケアを受けられないことがある

出典:日本看護協会「2018年度NP教育課程修了者の活動成果に関するエビデンス構築ハイロット事業・報告」

公益社団法人 日本看護協会